

令和6年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日時 令和6年6月26日（水） 午後1時30分から

2 場所 千葉市役所新庁舎3階 L会議室303

3 出席者

(1) 福祉有償運送運営協議会委員

加藤委員、山崎委員、松浦委員、西川委員、田口委員、渡邊委員、高石委員（会長）

(2) 事務局

高齢福祉課：清田課長、田中主査、早崎主任主事

4 議題

(1) 運送の対価の変更について（2件）

5 議事の概要

(1) 運送の対価の変更について

ア 資料1-2に基づき変更登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 変更登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

(事務局)

委員の皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課 早崎と申します。よろしくお願いいたします。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち「7」人で、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議題は「運送の対価の変更」2法人を予定しております。なお、「申請事業者の協議」については率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、千葉市情報公開条例施行規則第12条により非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

また、その際、申請事業者は退室していただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の申請事業者のうち「NPO法人 健康友の会なのはな」の「申請事業者の協議」については、理事長を務めております委員の渡邊様におかれましても、ご退室をお願いいたします。

それでは始めに、高齢福祉課長の清田よりご挨拶を申し上げます。

(清田課長)

高齢福祉課の清田です。本日はどうもお忙しい中お越しいただきありがとうございます。

最近のニュースを拝見しておりますと、バスの減便が多く続いていることや、京葉線の通勤快速の廃止、交通網に関するニュースが目立っていると感じているところですが、来年2025年は団塊の世代が全て後期高齢者になると言われ1つの節目になる年でございます。

そういうこともございまして、最近は特に通院や買い物が困難であるという声が非常に強く聞こえております。そういう意味では、移動支援に関するニーズはどんどん高まってきていると感じているところでございます。

そして福祉有償運送とは異なりますが、社会福祉法人が自分の送迎車を活用して近隣の方の買い物支援を行っているというところが市内でも9団体ほどありますが、そういった関係の事業所にアンケートを取り、このような事業を行うことが困難、やりたいけどできないという風に

考えている場合、その理由を聞いたところ、ドライバーの確保が1番大変だという声がありました。

背景には介護人材の不足などもありますが、ドライバーの賃金を工面するための運賃が取れないというところが1つのネックになっているという風に考えております。

その点、福祉有償運送は一定の条件がございますけれども、運賃を徴収できるという点では、安定的な運営が行い得るといふ強みがあるものと考えているところでございます。

そこで、当市でも参入事業者を増やすために政令指定都市などの調査を行ったところですが、増加傾向にある市も数市あるものの、全体的には減少傾向にありました。これは担い手の確保が難しいことが背景にあるようでございます。また、増えている市の例でも、例えば1人の利用者の方のために行動しているというようなケースも多くみられました。地域の移動手段といった運営には必ずしもなっていないような傾向もございます。

今年初め、4月以降のニュースとしてはもう1つ、日本版ライドシェアも始まり、千葉市の区域も対象地域になっているということで有償での旅客運送に対するバリエーションが増えてきたという中で、この福祉有償運送も公共交通機関を利用できない方に対する貴重な移動手段であり、今回、タクシーの8割程度の運賃といった強みがさらに増す改定もございますので、市としてこの強みをアピールしながら参入を引き続き促してまいりたいと考えております。

本日ですが、この運賃の改定について2社からの申請が来ておりますので、慎重なご審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

(事務局)

続きまして、委員の交代が2名ございますので、ご紹介いたします。令和6年4月1日付けで、関東運輸局千葉運輸支局運輸企画専門官 佐川 大輝委員に代わりまして、西川 眞梨委員が委嘱されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

(西川委員)

千葉運輸支局の西川と申します。本日はよろしくお願い致します。

(事務局)

続きまして、千葉市保健福祉局高齢障害部長の白井 耕一委員に代わりまして高石 憲一委員が委嘱されました。また、高石委員には白井委員の後任として当協議会の会長を務めていただきますので委員の皆様にはご了承いただきたいと存じます。一言ご挨拶をお願いいたします。

(高石会長)

皆さん、こんにちは。千葉市の高齢障害部長の高石と申します。白井の後任で、当協議会の会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

皆さんご承知の通り、働き方改革による2024年問題ということで、物流業界ですとかあるいはようやく運送にも大変大きな影響が出ておまして、市民の関心も非常に高まっているというような状況でございます。

また、先ほども少しお話ありましたように、タクシー業界の方にもライドシェアが導入されてきて、これまでにない大きな転換期を迎えているというような状況でございます。

このような中でこの福祉有償運送というのは、障害のある方、また高齢者で介護が必要な方にとっては大変重要な役割を担っているというところでございます。その事業者を審査するというこの当協議会の役割は非常に大きな役割があると認識しておりますので、ぜひ委員の皆さんには幅広い知見、またこれまでの経験を踏まえて忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。高石会長、よろしくお願い致します。

(高石会長)

それでは、よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、事務局より報告事項ございますので、事務局お願いいたします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、田中と申します。よろしくお願いいたします。

令和5年12月28日に物流・自動車局長より「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」という通知が出されましたので、その件についてご報告いたします。お手元にお配りしております、「対価の変更」とインデックスが貼付された資料をご覧ください。その中で自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方についての記載があります。内容としてはこれまで運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であることとなっておりましたが、今回の通知で運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割の範囲内であることと変更されました。こちらについては、登録されているすべての事業者へ運送の対価の基準変更についての通知文書を発送しております。今回はこの通知を受けて、2事業者より料金変更の申請に至ったという経緯でございます。

次に、千葉県福祉有償運送登録要件の改正についてです。「要件変更」とインデックスが貼付された資料をご覧ください。ご説明させていただいた運送の対価の基準変更に伴い、「千葉県福祉有償運送登録要件」についても、令和6年4月1日付で一部改正を行いました。

改正部分は1点で、「運送の対価」についてです。こちらは法改正による運送の対価の考え方に合わせ、「千葉市内のタクシー運賃の概ね2分の1以下とする」から「千葉市内のタクシー運賃の約8割の範囲内とする」に修正いたしました。本件に関しましては、国通知に基づく改正であるため、委員の皆様へは事後報告とさせていただきます。ご理解の程よろしくお願いいたします。報告は以上です。

(高石会長)

ただいまの事務局からの報告について、委員の方々からご質問はございますか。

(山崎委員)

もし分かればですが、なぜ8割なのかという理由はありますか。

タクシー業界からしてみてもなぜ8割なのかというのはご存じではないでしょうか。

(加藤委員)

私は5割では逆に安すぎると思うので、8割でいいと思います。そこは我々タクシー業者もなかなか輸送が大変な部分だと思うので、専門の方々がやっていただけるのであって、ただ、それをやる上で必要な対価が取れないとか人が集まらないというような部分があるのであれば、私は8割に賛成です。

(清田課長)

背景について正式なものが今手元にあるわけではないので正確なことは申しにくいのですが、運送業界についても人材難がじわじわと起きているところがあり、労働者確保のため賃金、働き手に対する報酬の引き上げをしないと人材を確保しにくいというのが全体的にあるということが1つあります。

また、日本版ライドシェアが新しく始まるというタイミングの中で、それに模しているというわけではございませんが、その中で引き上げをするそのタイミングで行われたというように、全体的な社会状況の変化の中で変更されたものという風に考えています。

(高石会長)

よろしいでしょうか。

(山崎委員)

7割でもいいような気がします。なぜ8割にしたのか気になりました。

要するに、実際に利用する人たちにしてみればすごく負担ばかり増えてしまうのではないかと思います。ありがとうございました。

(高石会長)

それでは、次第に沿って協議会を進めたいと思います。

本日の議題は「運送の対価の変更申請」についてです。

事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報、法人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。以上になります。

(高石会長)

それでは、議題(1)「運送の対価の変更」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「NPO法人 健康友の会なのはな」さん、お願いします。

(NPO法人 健康友の会なのはな)

資料1-2に沿って説明

(高石会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いたします。

(山崎委員)

なのはなさんは本当に福祉有償運送で大変貢献していらっしゃると思います。

さて、待機料金について15分ごとに200円とありますが、自分の家に来てもらう時に15分待たせたら料金が発生するということでしょうか。そしてその後、例えば病院へ行くとなった場合、また待たせると更に待機料金が発生し、またその次に今度は買い物に行くとなった場合にも待たせると待機料金がかかるというようにその都度料金がかかるということでしょうか。

また、車椅子の使用料が500円となっているかと思います。なのはなさんは会員に障害者の人が16名いますが基本的にみなさん車椅子を持っているかと思います。どうして車いす使用料というのがあるのか気になりました。

そこを教えていただけますでしょうか。

(NPO法人 健康友の会なのはな)

1つ目の待機料金についてですが、買い物や病院の診察などで利用者さんをその目的地まで移送して、その間帰らずに待っていてくれというように依頼された場合は、そこから待機料金ということでいただいております。利用者さんのご自宅まで出向く、もしくは送迎にあたって、その目的地まで出向くというところについては、待機料金としては算定しておりません。ここで買い物をするので待つて欲しいと言われた場合、再度呼ぶのも時間的にはなかなかかかることもあるので待っていてくれと言われた場合に待機料金が発生します。その際に運転手であるボランティアさんの方も、次の予約されている利用者さんとの時間にまだ余裕があって、そこで待機できるというのであれば、そこで待機している間、15分を超えるようであれば待機料

金をいただいております。

2つ目の車いすについてですが、車いすを乗降車するというところで時間がかかることもあり、運転手であるボランティアさんに負担もかかりますので、乗降車される方の安全等も考慮し車いす料金というものをいただいております。そこにヘルパーさんや他のご家族の方だとか付き添いの方がいて、乗降に運転手さんが直接あまり関わらないということであれば、これは別に料金としてはいただいていると思います。

(山崎委員)

例えば、この人は待機料金をもらったけどあの人にはもらわないとか、前はもらわなかったけど今回はもらうとか、そういったことがないようにしないと利用者にとっては不平等になってしまうかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

(NPO法人 健康友の会なのはな)

そこについては実際、利用者さんから運送以外の対価をいただくにあたっては、きちんと事前に予約段階もしくは実際にサービスが行われる前のわかった段階で前もって説明をして協力を得て対価をいただくというやり方をしています。突然了解なしに対価をいただくという事はしないと前提でやっております。

実際に電話の予約で、いつ何時にどこに移送してほしいというような利用者からの予約を受けるわけですが、その段階でかなり事細かにどういう状態であるか確認しております。可能な限り予約に応えるようにはしていますが、利用者の安全を第一というようなことでその安全に関わるところ、あるいはその運転手であるボランティアさんの負担に関わるところは電話予約を受ける段階でかなり注意して、確認して受けています。その確認をする中でサービスの内容と対価の内容についてはもちろん理解してもらった上でやるということを心がけてやっています。

(山崎委員)

ぜひ今後もお願いをしたいと思います。

また、今後高齢化も進み外出困難者が増えてくるかと思いますが、今後の対応として実際に福祉有償運送を実施している事業者として何か課題や、もっと福祉有償運送を広げていくために例えば行政に対してこういうことをして欲しいということはあるでしょうか。

(NPO法人 健康友の会なのはな)

事業運営にあたっては、運転手さんや電話予約を受けて下さるコーディネーターさんは有償ボランティアでやっておりますが、NPOの雇用契約ということになりますので、労働法の関係で最低賃金は賄わなければいけないということもあり人件費は大きな部分を占めます。最低賃金でやっても、この移送サービスの料金だけで賄うことでは、残念ながら経営的には大変無理が生じているので、1つはこの経費の部分の圧迫が課題です。

もう1つは、普通の営利目的の移送事業とは異なり、有償ボランティアの移送ですので、みんな地域の高齢者を支えようじゃないかということでボランティアさんの募集を日常的にやっており、私どもの事業所に実際に来て、お話を聞きに来る方はいるものの、実際ボランティア活動をやるうところまでにはなかなか結びつかないところがあります。

今の社会状況からすれば、年金の状況や働く場所の問題などから我々の活動に実際結びつくというようなことは大変少なく困難になってきているところです。

コロナが明けてから利用者の新規は毎月2桁ぐらいい増えてきておりますが、地域の中では、我々のNPO法人の力もそうですけれども、この制度自体としても、なかなかこの需要に応えられるような形は非常に難しいのではないかと感じております。そのような面で高齢者のサービスを広げる1つの自治体の政策として、もう少し支援をしていただければ、大変助かりますし、もっとこういう仲間が増えるのではないかなという風に期待しております。

(山崎委員)

よくわかりました。

最後に、移送中に車の中で利用者が倒れてしまうなど、危険なことがあった場合はどのように対応されていますか。

(NPO法人 健康友の会なのはな)

常に運転手さんは携帯持っているので、何かある時は事務所にその連絡が来ます。また、運転手さんに対して移送する際に利用者さんの医療機関やケアマネージャー等の関係機関の連絡先や住所についての情報はその都度持たせていますので、何かあった場合は関係機関にすぐに連絡をとるようにしています。

さらに私どもはNPO法人でもう1つ生活支援事業ということで、ヘルパーさんや看護師さんのボランティアさんがいて、高齢者の方から草取りやごみ出しや買い物の依頼を受ける、生活支援サービスも移送以外にやっております。そのため、もし何かあった時には、我々のところに登録している、もしくは事務所に来ている看護師さんやケアマネさんの力を借りて連携をとれるようにもしております。

(山崎委員)

わかりました。ありがとうございます。

(高石会長)

それでは、他にご質問等はありませんか。無ければ、以上でヒアリングを終わりにいたします。

「NPO法人健康友の会なのはな」さん、どうもありがとうございました。

(高石会長)

それでは、申請事業者について協議及び変更の可否に移ります。

※申請事業者についての協議内容は非公開

(高石会長)

続いて「運送の対価の変更」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「社会福祉法人 宝寿会」さん、お願いします。

(社会福祉法人 宝寿会)

資料1-2に沿って説明

(高石会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

利用者に対しては今回の変更により負担が増えるわけですが、これについてはどのように説明されていますか。

(社会福祉法人 宝寿会)

金額に関しては、1人暮らしの方は特に急に金額が上がると、やはりどうしてというようになると思いますが、大体1ヶ月前にはこの金額に上がりますよという経緯を説明させていただいております。文章で発送するとともに、訪問に入った時には個別で説明してございまして、7月なのでこれからの改正になりますが、クレーム等のお話は今まではございませんでした。状況的にもしょうがないという気持ちがあるのかと思っておりますが、皆さんに理解をいただいております。

(山崎委員)

もう1点、情緒不安定な人が多いので大変だと思いますが、具体的にどのように対応されて

いますか。

(社会福祉法人 宝寿会)

情緒不安定になる方は、誰かがそばにいて話を聞いて欲しいというような利用者さんが多いものですから、なるべくそばで話を聞けるようにスタッフを配置したりとか、うちの場合は、介護職員や看護職員も多いので、介護職員・看護職員の方から話を聞いたりとか、話を聞かなくてもそばにいただけでも安心するとか、そのような寄り添った形でそばにいるようにしております。

(山崎委員)

実際に情緒不安定になるということは結構ありますか。

(社会福祉法人 宝寿会)

急に大声出すというのはほぼ毎日のようにあります。医療機関に相談をして、頓服という方法もありますが、あくまでも頓服を使う前にまずは話を聞いて、少しでも落ち着くのであればそのようにします。それでもだめな場合には先生に相談して、指示が出ておりますので、薬を服用するしかありません。

毎日大声を出している方も中にはいらっしゃいますし、車いすからずり降りて歩いてしまう利用者さんもいらっしゃいますので、そういった方は単独での外出は本当に難しく、必ず職員が見つからないといけないというように思っております。

(山崎委員)

わかりました。最後に利用料金を上げるということについては、みなさんに同じような形で周知をしていただいて利用者の方に対して平等になるようにしていただければと思います。

(社会福祉法人 宝寿会)

わかりました。

(高石会長)

他にご質問等はありませんか。無ければ、以上でヒアリングを終わりにいたします。社会福祉法人「宝寿会」さん、ありがとうございました。

(高石会長)

それでは、申請事業者についての協議及び変更の可否に移ります。

※申請事業者についての協議内容は非公開

(高石会長)

最後に、次第3「その他」について、委員の方々からご説明事項など何かございますか。

(渡邊委員)

事業者申請概要の誤字が少し目立っていたので、保存義務があるものであれば訂正をして保存していただければと思います。

(高石会長)

こちらの誤字につきましては事務局の方で修正させていただきます。

(高石会長)

他になにかございますか。

(高石会長)

無ければ事務局の方よりお願いいたします。

(事務局)

事務局より2点ご説明させていただきます。

1点目が事業者登録の廃止について、2点目に福祉有償運送の実施状況についてのご説明をさせていただきます。

それでは1点目の事業者登録の廃止についてですが、令和6年3月31日付で廃止の申請が「福祉のまち美浜をつくる会」さんよりあったことをご報告させていただきます。廃止の理由を確認したところ、運転手を含む人員の不足が原因とのことでした。なお、利用者については「たすけあいサポートアイアイ」さんに引継ぎを行って利用者の方には不便が生じないよう配慮いただいていることを確認しております。

続いて2点目の令和5年度の福祉有償運送の実施状況について報告いたします。

お手元に配布の資料「千葉市福祉有償運送実施状況について（平成26年度～令和5年度）」をご覧ください。

登録法人数、走行キロ、運送回数、登録会員数の4つの分類に分けて平成26年度から令和5年度までの各年度の実績を記載したグラフに記載しております。

1の登録法人数については、平成30年度の16法人をピークに減少続けており、令和3年度からは横ばいの12法人の登録となっております。

なお、過去に登録を抹消となった法人に理由を確認したところ、職員の高齢化によりドライバーの確保が出来なくなったとのことでした。

続いて2の走行キロについては年度毎の走行キロを記載したグラフとなります。これは上記に示した登録法人すべての走行キロの総数を示しております。新型コロナウイルス流行前の平成30年では、約11万キロを走行しておりましたが、新型コロナウイルスの流行後の令和2年度は約9万キロまで落ち込んでおりました。

令和3年度以降は盛り返しており、令和5年度は過去最高の約12万8千キロとなっております。これは福祉有償運送の利用目的の大部分が通院であることから、通院の頻度が新型コロナウイルス流行前の状況に戻ったためではないかと推測しております。

なお、3の運送回数も2の走行キロと同様に過去最高の運送回数となっております。

続いて4の登録会員数についてですが、こちらは昨年度から60人会員が増加しております。

以上から、主に通院のための福祉有償運送の需要が高まっている一方で、従事者の高齢化等による後継者不足などの理由により登録法人数は減少傾向にあります。

本市では、福祉有償運送を立ちあげた場合などに補助金を交付する制度を設けておりますので、制度の周知を図り、登録法人の増加に引き続き努めて参りたいと考えております。説明は以上です。

(高石会長)

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか

(山崎委員)

清田課長からお話がありましたように、障害者や高齢者にとって外出支援が今後も大変必要になっているわけですが、逆に登録法人はどんどん減っており、時代に逆行しているような部分があります。移動支援についてはニーズがあるはずなので、もっと登録法人が増えてもいい気がしてしまいます。ただ、先ほど言ったように、ドライバーのボランティアが足りないというのでもあると思います。これはタクシー業界も同じかと思いますが、バスも減便しているという話もありライドシェアも新たに出てきていますが、何か外出支援につながるような支援は他にないでしょうか。

(田口委員)

私はバス業界ですが、車は持っていて動かしたいけどドライバーが足りていない状況です。

2、3年前までは毎月のように離職者がいて、一時期より離職についてはある程度落ち着きましたが、今でも入ってくる人がなかなかいないです。タクシー業界もドライバーが不足していますか。

(加藤委員)

タクシー業界では逆に車が足りなくて困っています。
北総エリアなんかでは成田方面に人が入りすぎて、頭下げて千葉の方に来て働いてもらっている状況です。

(高石会長)

他によろしいでしょうか。
それでは、事務局より次回の協議会のスケジュールについて説明をお願いいたします。

(事務局)

次回の協議会についてですが、現在、千葉市で登録のある事業者のうち直近で更新が予定されている事業者は令和7年2月となるため、次回の開催は令和6年12月頃に開催する予定です。更新を予定している事業者は1団体となりますので、よろしくをお願いいたします。

当協議会の今後のスケジュールについての説明は以上です。

冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報・法人情報がございますので、回収させていただきます
事務局からの説明は以上でございます。

(高石会長)

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか。
無ければ次第3「その他」については以上でございます。
本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、協議会を終了させていただきます。
長時間にわたるご審議、ありがとうございました。